

23春闘 中央行動 要綱

港湾ユーザーは莫大な儲けを港運に還元せよ！
港湾を兵站基地にするな！

《行動日時》

- ① 2023年3月8日（水）13時00分～17時00分
- ② 2023年3月9日（木）10時30分～17時00分

《行動内容》

- ① 行政交渉（国土交通省、厚生労働省、経済産業省・資源エネルギー庁）
- ② ユーザー要請（日本貿易会、外国船舶協会）
- ③ 街頭宣伝行動（新橋駅前SL広場）

《時間割》

3月8日（水）行政交渉

- 13:00 国土交通省前（外務省側）集合
- 13:10 意思統一集会（全国港湾真島委員長挨拶）
- 13:30 国土交通省交渉
- 15:00 国土交通省交渉終了（移動なし）
- 15:20 厚生労働省交渉
- 16:00 外国船舶協会要請
- 16:50 散会集会／団結ガンバロー（港運同盟日吉会長）
- 17:00 解散

3月9日（木）街頭宣伝・行政交渉、ユーザー要請

- 10:30 新橋駅前（SL広場）集合（プラスター・横断幕・幟の掲示）
- 11:00 街頭宣伝行動開始（ビラ配布）
 - 挨拶：全国港湾真島委員長、港運同盟日吉会長
 - 激励：友誼組合（陸・海・空・港湾20団体労組）
 - 二役：全国港湾竹内委員長代行、鈴木・瀬戸・遠藤各副委員長
- 12:30 宣伝行動終了／団結ガンバロー（全国港湾真島委員長）
（午後の行動参加者以外解散）
- 13:00 日本貿易会要請
- 14:00 経済産業省・資源エネルギー庁交渉

3月9日(木) 23春闘 中央行動 行政交渉名簿(案)

経済産業省 ・ エネルギー庁(14:00) 労側13:45集合

番号	氏名	出身単組・出身港湾	番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	鈴木 誠一	全国港湾 中央執行副委員長(責)	8	松永 英樹	全国港湾 中央執行委員
2	遠藤 一幸	全国港湾 中央執行副委員長	9	岡部 正治	全国港湾 中央執行委員
3	合田 悟志	港運同盟 副会長	10	光部 泰宏	全国港湾 中央執行委員(記)
4	横山 直彦	港運同盟 事務局長	11	茶畑 芳郎	日本海地方七尾支部 執行委員長
5	高島 弘司	全国港湾 書記次長	12	石渡 周二	全国港湾 教宣委員(写)
6	島山 昌悦	全国港湾 中央執行委員			
7	西脇 敬	全国港湾 中央執行委員			

合計 12名

(責)=責任者 (記)=記録者 (写)=写真担当

貿易会(13:00)

番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	外池 徹雄	全国港湾 中央執行委員(責)
2	園田 高義	全国港湾 中央執行委員
3	中辻 浩二	全国港湾 中央執行委員(貿/記)
4	近藤 雅貴	全国港湾 中央執行委員(写)
5	佐藤 文昭	全国港湾 中央執行委員

合計 5名

3/8 外船協(16:00)

番号	氏名	出身単組・出身港湾
1	佐藤 文昭	全国港湾 中央執行委員(責)
2	園田 高義	全国港湾 中央執行委員(外/記)
3	中辻 浩二	全国港湾 中央執行委員(写)

合計 3名

(責)=責任者 (記)=記録者 (写)=写真担当

(3) 港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

2. 港湾運送と港湾労働秩序に係る課題

(1) 秋田港で見られるように、地方行政・港湾管理者及び港湾使用者（船社・荷主）或いは、地域秩序を乱す過当競争を生み出す事業者等による一方的な港湾利用や変更には、雇用や就労に大きな影響を与えることから、所管官庁として港湾労働秩序に影響を及ぼさない対応を行うこと。

(2) 港湾政策や運用は、地域と中央（本省）に亘る課題や問題が存在することは、公共ふ頭である横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題により、明確となっている。今後の港湾政策や運用が、より連携しやすい体制として行われるように、地区に於ける港湾審議会に港湾労組を加えた体制を整えること。

3. あらゆる港湾政策に係る課題

(1) A I ターミナル構想によるR T G遠隔操作化導入事業によって必然的に人員削減と業域削減が進められようとしている。国の一方的な施策による港湾の体制的「合理化」については、断固として反対する立場にあり、「現在と将来の現場と職域・雇用を保障する」ことの出来ない施策は直ちに見直すこと。

(2) バルク戦略港湾構想により職域・雇用の場が喪失している。四国地域に限らず、バルク戦略港湾構想による地域での現状を貴省として把握し、「民・民間での問題」とせず、2011年3月31日付の参議院国土交通委員会の付帯決議に則り、また、施策の遂行者としての責任において雇用保障や雇用創出対策を早急に協議し対応すること。

また、各都道府県や厚生労働省との連携がみえるようにすること。

(3) 石炭火力発電施設の廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことにおける必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置を講じること。同時に現時点における石炭火力発電所の休廃止状況等について電気事業連合会等に対して情報交換及び意見交換ができる場の設置を講じること。

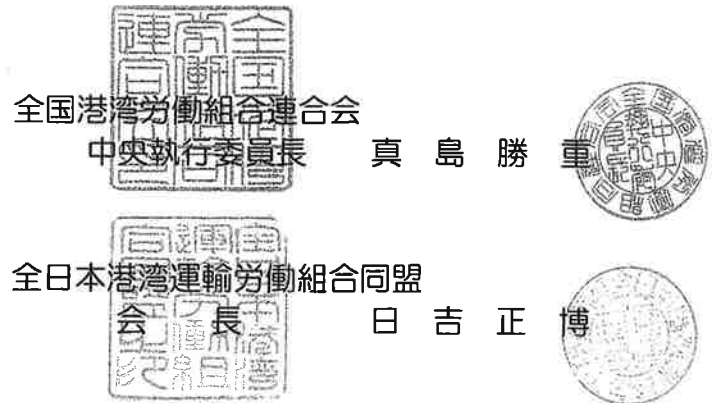
また、(2)項と同様に各都道府県や厚生労働省との連携がみえるようにすること。

(4) コンテナラウンドユースの進展やインランドデポの拡大によって、通過貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められている。物流コストの削減と港湾での受け渡し行為回避による利便性の追及による荷主・ユーザーのためだけに



2023年3月8日
全国港湾22発第60号
港運同盟発23一第6号

厚生労働省 職業安定局
局長 田中誠二 殿



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

(1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。

また、国土交通省が進めている2022年(令和4年)7月に策定した「港湾労働者不足対策アクションプラン」にある「お手伝い特例」については、大手事業者の参入を招き、既存事業者間の協業を阻害することになり反対であり、貴省としても労働力不足対策を進める立場から港湾労働法の適用の拡大をはかり、一般派遣への道筋を認めないこと。

(2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省・関係労働局・港運労使との四者協議を開催すること。

(3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議をすること。

(2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。

したがって、石炭荷役の課題などについては、政・労・使の3者に加え、電力会社などの関係者を加えて協議し、対策を講じること。

8. 新型コロナウイルスについて、港湾労働者の安全・安心を担保する措置

- (1) 外貿船(革新船・在来船)における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政・労・使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事している。現場では人員不足により休暇を取得することが困難な状況を鑑み、全ての港湾労働者に対して、国費負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を関係省庁と連携を図り、貴省として整えること。
- (3) 新型コロナウイルスが5月8日に感染症法の2類から5類に移行すると発表されたが、新型コロナウイルスに係る医療費は、港湾労働者や事業者の負担とならないよう、継続して公費の負担とすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の罹患後遺症とワクチン接種による後遺症に悩まされている人たちが相談できる窓口を早急に全国一律で設置をすること。また、診療には自己負担がないよう措置すること。

9. 国際バルク戦略港湾構想に伴い、港湾労働者の雇用が既に失われている四国地域に限らず、国際バルク戦略港湾構想による地域での現状把握を目的に関係省庁・関係する都道府県と連携を図り雇用補償や雇用創出対策を図るよう早急に協議の場を設置すること。また、各都道府県や国土交通省との連携がみえるようにすること。

10. 石炭火力発電施設の廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことにおける必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置を講じること。同時に現時点における石炭火力発電所の休廃止状況等について電気事業連合会等に対して情報交換及び意見交換ができる場の設置を講じること。また、(9)項と同様に各都道府県や国土交通省との連携がみえるようにすること。

以上

よび関連企業の存続や港湾労働者や自動車運転者の事業存続や雇用が危機的状況にまで追い込まれてしまうことが想定されます。つきましては、港湾運送事業者や港湾労働者、関連労働者が政府施策により一方的に「切り捨てられる」ことがないよう、貴庁からの説明を求めます。同時に貴庁を通じて電気事業連合会や地元電力会社等との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

2. 海上物流の情報の共有化について（経産省）

海上物流については、現在も依然として港湾混雑等が発生し、コンテナ船の遅延による配船スケジュールへの影響や海上コンテナ運賃が高騰するなど現状を回復するには若干時間がかかるとしています。さらに、長期化しているウクライナ情勢などの影響により、海上物流を取り巻く情勢は日々変化しています。こうした状況について、今後の見通しや対策等について必要に応じて港湾労働組合との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

3. 価格転嫁政策について（経産省）

経営者団体である日本港運協会は、政府が進める「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策」を推進し、労働環境整備に資するための適正料金確保の取り組みを23春闘においても継続させていくこととしました。ついては、貴省と所管官庁である国土交通省・厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に労務費に転嫁させるべく適正料金を港湾運送事業者に対して還元するよう指導の徹底を強く求めます。

4. 港湾運送料金の適正收受と商慣行の改善策について（経産省）

港湾運送料金については、依然として深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に收受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が收受できていない実態があります。ついては、貴省と所管官庁である国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。同時に同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては両罰規定を適用させるなどの法整備を求めます。

5. 港湾の通過貨物対策について（経産省）

近年、官民一体となって港頭地区に滞留するコンテナ対策、地球温暖化対策、ドライバー不足対策等の解消に向けた取り組みとして内陸地におけるコンテナラウンドユース事業およびインランドデポ事業を拡大させています。事業の推進にあたっては、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「港湾機能対策会議（仮称）」の設置を求めます。



2023年3月8日
 全国港湾22発第63号
 港運同盟発23一第9号

外国船舶協会
 会長 甲斐督英 殿

全国港湾労働組合連合会
 中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
 会長 日吉 正 博



港湾労働政策に関する申入れ書

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものと捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

昨年に行政から出された“パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化政策”により日港協からも船社に要請してきた施策は、昨年に引き続き、今年も継続されている。コンテナ不足等による物流混乱のしわ寄せを大きく受けてきた労働者賃金に十分には反映されていない現状にある。港湾運送事業者が、“価格創造のための転嫁円滑化施策”に基づく十分な料金収受を行える対応を要請する。


2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について


(1) SOLAS 条約改定(2016.4)による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、道路等インフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず



2023年3月9日
 全国港湾22発第62号
 港運同盟発23—第8号

一般社団法人 日本貿易会
 会長 國分文也 殿

全国港湾労働組合連合会
 中央執行委員長 真島 勝 重 

全日本港湾運輸労働組合同盟
 会長 日吉 正 博 

港湾労働政策に関する申入れ書

貴台におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送事業の持続的で健全な発展のために、港湾運送料金を認可料金（国の関与する料金制度）に戻すよう取り組んでいることにご理解いただくこと。
 その間は、現行届出制のもとでの適正料金の支払いにご協力いただくこと。
 また、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」に基づき、多重構造化している港湾産業全体に港湾運送料金の適正料金収受を継続的に行える様にご協力いただくこと。
2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。
3. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について
 (1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった